

# 業務連絡

2021年11月9日  
JR東海労新幹線関西地本  
編集 業務部 No.13

2021年11月9日、新大阪日之出会議室において「申」第14号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「復職を目指す東海労組合員に対する会社の一方的な出向」に関する追加申し入れ

病気により復職を目指している東海労組合員に関して、以下の通り、申し入れるので早急に団体交渉を開催する場を設定すること。

## 記

1. 会社は、病氣リハビリ中の組合員を10月1日の9時から17時30分までと、10月4日の9時から13時30分までの長時間にわたり、窓のない部屋に軟禁した。その理由を明らかにすること。

### 【会社回答】

業務上の必要性に基づき会社として適切に判断した。

2. 組合は、軟禁はパワハラだと認識している。会社の見解を明らかにすること。

### 【会社回答】

今回の取扱いに問題はないと考えている。

3. 10月4日、会社は組合員に対して、「9月15日の体調不良」について時系列等報告書の作成を強要した。その理由を明らかにすること。

### 【会社回答】

10月4日の時系列等報告書作成は9月15日の勤務に関わる証明書類の提出がなかったことに対して事実を確認するため指示した。

4. 組合員は、「9月15日の体調不良」の状況については当日に申告し、10月4日にも管理者に対して口頭で報告している。よって、会社が強要した時系列等報告書の作成は必要ないと考える。よって、本人に通告した「業務指示違反」を撤回すること。

### 【会社回答】

そのような考えはない。

5. 9月15日、本人が体調不良を申告した後、管理者は帰宅を指示した。会社が、本人に病院に付き添い搬送しなかった理由を明らかにすること。

**【会社回答】**

勤務中にご本人から身体のしびれ等に関する申告があったため、病院受診と証明書類の取得を命じたものであり、会社として適切に判断している。

6. 9月15日、組合員は体調不良を訴え、管理者が帰宅を指示したにも関わらず、勤務認証を「否認」とした理由を明らかにすること。

**【会社回答】**

勤務中にご本人から身体のしびれ等に関する申告があったため、病院受診と証明書類の取得を命じたが、所定の休暇請求手続きを経ることなく、勤務を欠いたため「否認」にした。

7. 9月15日の組合員の勤務については「休業」とするべきであるとする。会社の見解を明らかにすること。

**【会社回答】**

そのような考えはない。

8. 会社は、社員の転勤及び、出向発令等の発令を実施する場合は、組合員の意向と同意を尊重し、十分な配慮を行うこと。

**【会社回答】**

人事異動については、業務上の必要に基づき本人の適性、能力及び希望などを勘案して決定する。

9. 10月4日、会社は組合員に対し、10月7日の「日勤」に病院に行つての受診と診断書提出を業務指示した。その理由を明らかにすること。

**【会社回答】**

ご本人の病状を正確に把握し、今後の運用を判断する必要があったことから産業医の意見を踏まえ受診等を指示したものである。

10. この間、組合員に対して3回にわたり診断書提出を指示すうい、10月4日に指示した診断書作成の費用のみを会社が負担した。診断書にかかる費用は全て会社が負担すべきであるとするが、個人負担とした理由を明らかにすること。

**【会社回答】**

長期欠勤者が復職する際に診断書の提出が必要な場合は原則、自己の負担としている。

11. 木田総務科長から組合員に対して、「病気から職場復帰した社員を日勤指定した場合、渉外室にて作業させることに決めている」と答えている。その事実を明らかにすること。

**【会社回答】**

そのような考えはない。

以上

